

# 釧路十勝海区漁業調整委員会指示第2号

釧路総合振興局管内及び十勝総合振興局管内沖合海域におけるマイワシを目的とする、たも網漁業及びすくい網漁業（以下「まいわしたもすくい網漁業」という。）の操業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、次のとおり制限する。

令和6年3月18日

釧路十勝海区漁業調整委員会

会長 川崎 一好



## 1 操業の制限

次の2に掲げる制限区域においては、まいわしたもすくい網漁業を営んではならない。ただし、釧路十勝海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けた場合はこの限りでない。

## 2 制限区域

釧路総合振興局管内及び十勝総合振興局管内沖合海域

## 3 制限期間

令和6年6月1日から令和6年12月31日まで

## 4 承認の申請

1の項ただし書きの承認（以下「操業の承認」という。）を受けようとする者は、使用する船舶ごとに、まいわしたもすくい網漁業承認申請書を委員会に提出しなければならない。

## 5 承認証の携帯義務

操業の承認を受けた者は、当該承認に係る漁業を操業するときは、委員会から交付された承認証を自ら携帯し又は操業責任者に携帯させなければならない。

## 6 標識板等の掲示

操業の承認を受けた者は、当該船舶の見やすい場所に標識板等を掲示しなければならない。

## 7 条件

- (1) 使用する漁船に設備する集魚灯（探照灯又は投光器であって、集魚の目的をもって使用しうるよう設備されているものを含む。）の消費電力の総和は、250キロワットを超えてはならない。
- (2) さけ・ます及びさんまが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。
- (3) 漁獲物は、必ず一度に全量を陸揚げしなければならないものとし、全て陸揚げ港を管轄する荷受機関（漁業協同組合等）の計量を受けなければならない。

## 8 漁獲成績の報告

操業の承認を受けた者は、操業終了後30日以内に別に示す様式により漁獲成績を委員会に報告しなければならない。

## 9 指示事項の遵守

操業の承認を受けた者は、前各項に定めるもののほか、委員会が漁業調整上必要と認める事項で、委員会が別に定める指示した事項を遵守しなければならない。

## 10 承認の取消し

委員会は、承認を受けた者または操業責任者が、この指示の規定に違反したときは、当該承認を取り消すことができる。

## 11 取扱要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認等に係る取扱いについては、別に定める令和6年まいわしたもすくい網漁業承認等事務取扱要領によるものとする。

## 附 則

この指示は、令和6年3月18日から施行する。